

産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令の発出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

1 対象事業者等

(1) 名称

株式会社 石原起業

(2) 代表者

代表取締役 イシハラ 石原 リョウ 了

(3) 所在地

千葉市花見川区長作町938番地2プレステージ8番館106

(4) 事業場

千葉市花見川区幕張町四丁目1988番1

2 命令発出年月日

平成30年8月27日（月）

3 命令内容

産業廃棄物処分業の一部（処理後物の搬出）の停止

4 停止期間

平成30年8月28日（火）から平成30年9月26日（水）（30日間）

5 根拠法令

法第14条の3第2号

6 命令発出理由

当該事業者への産業廃棄物処分業許可後、毎年立入検査を行い、土壤環境基準の遵守について継続して指導してきたところであるが、平成30年6月29日の立入検査で、事業場より採取した処理後物（「再生土」）を分析したところ、土壤環境基準を超えるふっ素0.98mg/L（基準値0.8mg/L）が検出された。

当該「再生土」は、産業廃棄物である汚泥を処理したものであるが、その性状から、適正に処理されておらず未だ廃棄物であるものと認められるため、今回の検査結果とこれまでの対応の経緯を踏まえ、事業停止命令の発出に至った。